

ID: 64

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町民プール使用料条例 第4条		
例規番号	昭和49年条例第17号		
<b>【基準】</b> 第4条の規定による。 第4条 使用料は、町長において特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日